

平成 30 年度 安曇野市協働のまちづくり講演会

～みんなが主役ではじまる協働のまちづくり～



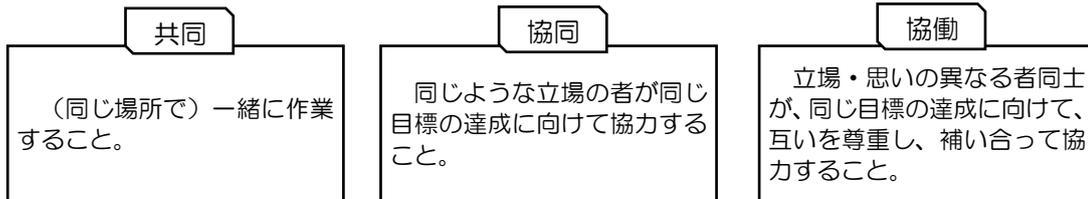
日時：平成 30 年 12 月 15 日（土） 13:30～15:30
場所：安曇野市役所 本庁舎 4階 大会議室

主催：安曇野市

「協働（きょうどう）」ってなんだろう？

「協働」という言葉の意味をご存知ですか？同じ読み方で「共同」や「協同」があります。「協働」は、立場や思いなど特性が異なるもの同士が、共通の目的をもち、役割分担によりお互いの不足、弱みを補い合いながら、上下関係ではなく、対等な立場で協力することを言います。

◆3つの「きょうどう」の違い◆



◆なぜ「協働」が必要なのか◆



近年、少子高齢化や人口減少など社会情勢が大きく変化し、また、ライフスタイル、価値観が多様化する中で、日々の暮らしや住環境・自然環境を取り巻く課題も多様化、複雑化し、市民だけ、行政だけでは解決できない複雑な課題が山積しています。そのような課題を解決し、心豊かに幸せに暮らせるまちづくりを実現するためには、まちづくりを行う様々な主体（市民、区など自治会、市民活動団体、企業、教育機関、行政など）が、まず、自分たちでできることは自分たちで行い、できないことはお互いを補い合いながら協力して課題解決を進めていく、「協働」によるまちづくりの推進が必要となります。

市民の皆さん一人ひとりが行動し、家族や友人、隣近所の方など、お互いに信頼し合い、協力し合い、支え合うことで、「協働」の輪が広がり、安全・安心に暮らしやすいまちづくりが進みます。

安曇野市の協働のまちづくり推進の理念

みんなが主役ではじまる 協働のまちづくり

協働のまちづくりは、私たち一人ひとりが心豊かに幸せに暮らすため、環境や考え方など特性の異なる主体同士が、目的や課題を共有し、それぞれの特性を活かし、主体的・自発的に、役割を担い合い、対等な立場で連携することです。



ご参加いただきました皆さまには、お忙しいところご来場いただきまして誠にありがとうございます。
ございます。

近年の人口減少・少子高齢社会のなかで、多様化・複雑化する地域課題の解決のためのキーワードが「協働のまちづくり」です。

協働ってなんだろう？そして、安全・安心で暮らしやすい安曇野市を実現するために、市民一人ひとりに今何が求められているのか、多くの皆さんと共に考える機会として、「協働のまちづくり講演会」を開催します。



【プログラム】

- 13:30 開 会
- ・主催者あいさつ（安曇野市長）
 - ・第2次「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」（案）について
- 13:45 基調講演 「みんなが主役ではじまる 協働のまちづくり」
講師 木村 晴壽 先生（松本大学総合経営学部 教授）
- 15:00 協働実践事例発表 「地域との協働が生み出す新たな可能性」
- ①NPO 法人アルウィズ デイホーム楓
 - ②安曇野市立穂高東中学校
- 15:30 閉 会



【講師 木村 晴壽 先生プロフィール】



1953年、宮城県石巻市生まれ。1977年、早稲田大学法学部卒業。早稲田大学商学研究科博士課程前期・後期（経済史専修）を経て、立正大学経済学部・東京理科大学理工学部・駒澤大学経済学部講師、早稲田大学産業経営研究所特別研究員。現在は松本大学総合経営学部教授（2006年より2013年まで学部長）、松本大学地域連携（COC）戦略会議議長。専門の研究分野は、幕末・明治維新时期から戦前を通じての生糸輸出と貿易金融、および明治以降の地方行財政史。

安曇野市においては、協働のまちづくり推進の根幹となる「安曇野市自治基本条例」の制定に携わる。

協働実践事例発表資料

P3～P13 NPO 法人アルウィズ デイホーム楓

介護事業所として認知症対応型デイサービス等の事業を行うだけでなく、地域の一員として区に加入し、区の事業に参加するなど地域とのつながりを深める中で、地域福祉の向上のため、地域と協働で介護の専門性を活かした様々な活動に取り組んでいる。

P14～P21 安曇野市立穂高東中学校

「規律正しく生き生きとした生徒」「何事にも粘り強い生徒」「自分も人も大切に作る生徒」を学校目標としている。学区内の区と協働で防災訓練を実施するなど、地域と学校とのつながりを大切に、中学生の主体性を養う教育実践に取り組んでいる。

参考資料

P22～P25 安曇野市自治基本条例



2018年度安曇野市
協働のまちづくり講演会
～みんなが主役ではじまる協働のまちづくり～

「地域との協働が生み出す 新たな可能性」



と き：2018年12月15日
場 所：安曇野市役所
報告者：NPO法人アルウィズ
 デイホーム楓
 小澤悠維

1

2

NPO法人アルウィズ

- 法人設立 2006（平成18）年10月10日
・ 福祉・介護分野を専門としたNPOとして誕生
- アルウィズとは 「 **アルウィズ alwith** 」
 - ・ いつでも（always）
 - ・ いっしょに（with）
 - ・ ゆっくりと（ease）の3つの言葉を組み合わせた造語

2

3

NPO法人アルウィズ ミッション（目的）

誰もが住みなれた地域で助け合いながら、安心して充実した生活がおくれるよう、生活支援のために必要な事業を行い、地域福祉の向上のために寄与すること。

法人理念

私たちは生活支援の便利屋として、
地域の方々と協働し、まちづくりに参加します！

3

4

協働のまちづくりって？

- 私たち一人ひとりが心豊かに幸せに暮らすため、環境や考え方など特性の異なる主体同士が、目的や課題を共有し、それぞれの特性を活かし、主体的・自発的に、役割を担い合い、対等な立場で連携すること。

(第2次「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」(案)より)

4

5

「協働」って？

例えば



5

6

「協働」って？

例えば

- 協働 = 支え合い、助け合い、お互いさま



6

7 デイホーム楓が目指す地域の方々との協働



7

8 アルウイズ主な活動内容

8

デイホーム楓

- 小規模なデイサービス
 - ・認知症対応型デイサービス
 - ・日中一時支援/タイムケア

その他のサービス

- 認知症サポーター養成講座
- 紙芝居講座
- 福祉教室

縁側処だいたい

- オレンジカフェ
- 健康体操教室
- 畑

8

9 デイホーム楓

9



9

10

大切にしていること

➡ 事業所が「生活の場」であるか。

家庭的で

多様な人
たちが一
緒に

趣味や長
所を活か
して

支え合っ
ている

10

11



11

12

地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をもとに創っていく社会。

厚生労働省ホームページ「『地域共生社会』の実現に向けて」より引用

12

13

改めて大切にしたいこと

- ▶ 地域とのつながりのなかに居ること



- ▶ 社会関係（つながり）の回復・創出

ご近所さんとのつながり お家でも事業所でも

多様性を認める（お互い様）ことが、
こころ豊かな地域社会をつくっていく

13

14

介護保険サービス以外の主な活動

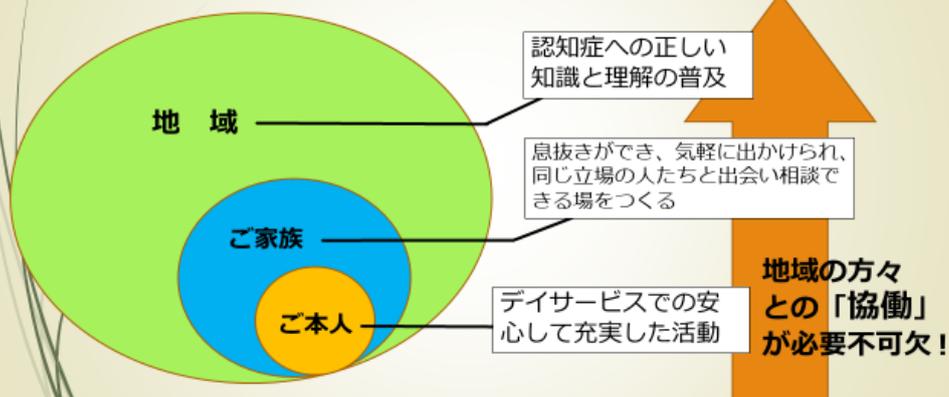
- ▶ 介護・フレイル予防健康教室
- ▶ オレンジカフェ
- ▶ 認知症サポーター養成講座
- ▶ 小学校での福祉教室
- ▶ 子ども向け認知症啓発のための紙芝居講演



14

15

住みなれた地域で暮らし続けるためには？



15

16

地域に根ざした事業所に



事業所も
地域の一員！

16

17

地域行事への積極的な参加！！

視点はいつでも外へ

かえで



17

18

運動会



若者が足りていない協議への積極的参加



18

運動会後の懇親会



- ・「一杯」はこれ以上なく親睦を深めてくれます！
- ・こういう場だからこそ聞くことができる地域課題も...

地域活動の内容

1年目

2年目

3年目

4年目

5年目

6年目以降

デイホーム様	緑樹庭だいたい	小学校・児童館	安曇野市
河川清掃(年3回)	河川清掃		
防災訓練	防災訓練		
公民館清掃	夏祭りボランティア		
<input type="checkbox"/> 三郷運動会	<input type="checkbox"/> 三郷運動会		
冬季スポーツ大会	◆りんご狩り		
隣組新年会	<input type="checkbox"/> 隣組(結婚式)		
しめ縄づくり	<input type="checkbox"/> 隣組(葬儀)		
〇畑の提供	公民館清掃	〇認知症啓発紙芝居	〇認知症サポーター養成講座 (公民館や企業で8回開催)
スポーツ交流会	冬季スポーツ大会		
〇◆隣組味増づくり	〇隣組焼肉交流会		
〇隣組秋七輪の会(さんま)	〇〇花壇づくり	◆特別支援学級交流	
<input type="checkbox"/> 育成会紙芝居講演	〇区・隣組加入	◆〇花壇の手入れ	
<input type="checkbox"/> 老人クラブ敬老会講演	<input type="checkbox"/> 〇空き家活用		
◆育成会焼きイモ会			<input type="checkbox"/> 〇空き家の畑の充実
◆地域祭バーベキュー			
地域活動参加	<input type="checkbox"/> お誘い頂いた地域活動	〇企画地域活動(交流会含む)	
地域の福祉活動実践	◆利用者さんの参加		

地域の方々との協働事例

- 学校との協働
 - ・ 花壇整備、特別支援学級との交流会
- 地域の方との協働
 - ・ 地域de福祉講座
 - ・ 畑
- 支え合い・助け合いのご近所づきあい

22

地域の理解者・サポーターを増やし、 子どもたちへの福祉教育に寄与



22

23

公民館での福祉教室



23

24

空き家・耕作放棄地の利活用



24

25

地域の大先輩に畑を教わる



「ほかし」のつくり方を教わっています！



空き家の畑を活用し、利用者さんの活動も充実

25

26

先生の手が行き届かない花壇の整備



26

27

小学校花壇の手入れ



27

一見、負ばかりの地域課題

介護問題

介護の必要な人たち
認知症状のある人たち
障害を持った人たち

子どもたちへの福祉教育

学校手の行き届かない花壇
地域（外部）との交流

空き家・耕作放棄地の問題

28

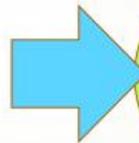
「協働」の可能性・・・「受け手」を「支え手」に 地域の嬉しさを増加させる



29

協働の成果

- 空き家の利活用
- 多世代交流
- スクールサポート
- 畑の利活用
- 福祉の心の学び
- 認知症の正しい理解
- 認知症・介護のアドバイス



誰もが暮らしやすい、
○支え合い
○助け合い
○お互いさま
のある地域！！

などが **可能になる！！**

30

31

「協働」って？

- 協働 = お互いさまの精神で、支え合い、助け合うこと。

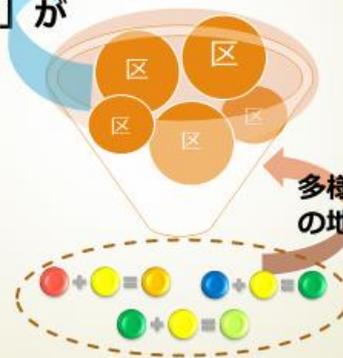


31

32

『誰もが住みなれた地域で、安心して充実して暮らし続けられる安曇野市』を実現する

83通りの「協働」が
結集して、



多様な「協働」がひとつの地域の性格をつくり、

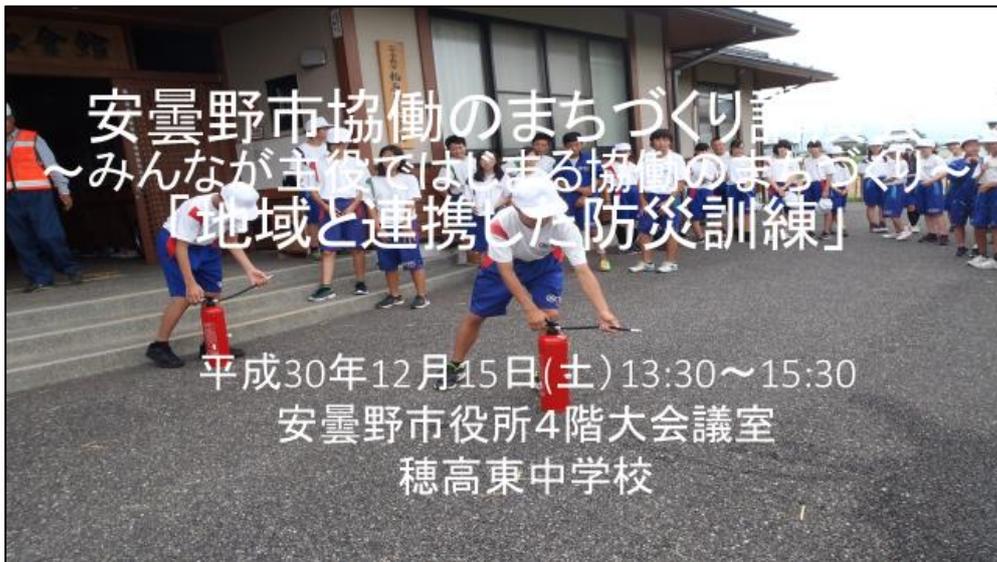
32

33



ご清聴ありがとうございました。

33



1

1 地域と連携した防災訓練の概要

子どもたちが、第1避難所である公民館に集団下校により避難。公民館で、地域の方を講師として行う防災訓練。

【平成29年7月13日(木)】
穂高東中・各公民館

【平成30年9月6日(金)】
穂高東中・西中・各公民館

2

2 地域と連携した防災訓練の目的

- ① 生徒が地域防災への当事者意識(主体性)をもつ。
- ② 在宅時の災害等、緊急時の避難経路や誘導方法を知り、安全な避難ができるようにする。
- ③ 地域の一員として、災害時にできることは、進んで協力しようとする心構えをもつ。

3

3 地震発生13:40

①机の下にもぐり身を守る。



クラスごと整列
全員避難完了！

②地震がおさまる。下校の準備をし、講堂にクラスごと整列。人員確認。



東中の避難訓練
は毎回真剣勝負



消防団の皆様も
休みをとって

③地区ごと再整列。集団下校。



有事の際、君たち
の役割は何か？

4

4 公民館へ集団下校



地域の危険箇所を
確認しながら下校



地域の消防団の
方も一緒です！



公民館では自転車
を整然と並べます

5

5 公民館で防災訓練①



簡易テントづくり



簡易担架づくり



炊き出し訓練

6

5 公民館で防災訓練②



非常食体験



防災マップ確認



消火訓練

7

5 公民館で防災訓練③



防災倉庫点検



リヤカー組み立て



有事の際には、地区の弱者を災害から守ってほしい。

8

6 区長さんの声

区としては特に負担はない。ありがたいことに、区ではお祭りがあるので一部の生徒とは交流があるが、多くの生徒が区のことではなかなか関わる機会がなかったので、ありがたい。

学校にも、地域にも
ウイン・ウイン……



9

7 生徒の声

地図を見せてもらった。もしもの時に助けてほしい家と助けられる家に印がしてあった。助けてほしい家は沢山あるのに、助けられる家が3軒しかなかった。私が助ける人にならなくては。

自分が避難所で役割をもつと考えたことはなかった。災害時には高齢者の方に声をかける等、避難所の皆さんを元気にしたい。

「近助」を大切にするという言葉が印象に残りました。普段から近所の人と知り合うことが災害時に役立つことを知りました。中学生は避難する時に、小さい子やお年寄りと一緒に行動し、引っ張っていく立場なんだと思いました。

10

8 まとめ

コミュニティスクール

穂高東中学校では、地域の方と創る「田舎のモーツァルト音楽祭」、地域の方に講師をお願いしている「放課後学習教室」、「外国籍生徒への日本語支援」、「朝の部活動自主練習見守り隊」等。地域と連携・協働して、生徒を育てています。

「将来地元の防災リーダーとなることを期待している」という地域と学校の願いを具現する防災訓練となりました。



11

9 終わりに

地域連携・協働の取組は、地域と学校にとって「ウィン・ウィン」の関係でありたい。

「地域とともにある学校づくり:コミュニティスクール」の取組が、「学校を核とした地域づくり」につながってほしい。

新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」と示される。

今後も地域と連携して、「たくましい安曇野の子ども」を育てたい。

12

地域と連携した防災訓練

穂高東中学校 赤羽 利樹

1 はじめに

穂高東中学校の生徒達は、「何事にも粘り強い生徒・自分も人も大切にする生徒・規律正しく生き生きとした生徒」の教育目標のもと、素直に伸び伸びと学習や部活動等教育活動に励んでいます。

そんな中、防災学習では、生徒達は、安曇野市の地下には、糸魚川静岡構造線という活断層が存在していることを知ってはいても、危機意識はそれほど高いとは言えません。年三回実施される防災訓練では、毎回整然とした訓練姿勢で、消防署等防災関係者から高い評価を受けていますが、全て受け身の訓練であり、防災に向けて自ら気づき、判断し、行動する「当事者意識」を育てる取組となっていない課題がありました。

また、地域では、行政区ごとの防災訓練が区長や地域自主防災会長が中心となって推進されていますが、休日実施であるため、中学生の参加はほとんど見られていません。「参加してほしいが、部活動等があるため期待できない。」という地域の方の声に代表されるように、将来地域防災の中心となる成人を育てたいし、有事の際には地元にいる中学生の働きに期待しているが、防災訓練に無理に参加してもらうことはできないと考えている課題もありました。

そこで、「当事者意識」を持って防災訓練に取り組み、将来地域防災の担い手となる人物を育てたいと願い、地域と連携した防災訓練を計画しました。

2 目的

有事の際、第一避難所に指定されている地域の公民館等において防災訓練を実施することにより、在宅時における避難経路や誘導方法にかかわる知識を知り、適切な判断と行動により、自分や家族、近所の被支援者が安全に避難することができるようにするとともに地域防災に対して当事者意識を持ち、地域の一員として、災害時に進んで行動しようとする心構えが持てるようにする。



3 工夫したポイント

(1) 地域と共に創り上げる

- ・穂高東中学校区にある行政区十区の区長及び区役員との連携
- ・学校主体の活動でなく、地域や消防団、行政などの他組織や団体と共に創り上げる防災学習の推進
- ・市コミュニティスクール事業利用、地域コーディネーターとの連携
- ・有事の際、第一避難所となる公民館等での防災訓練の実施
- ・地域防災訓練での消防団との連携
- ・防災に関わる多くの組織や団体との連携（地域自主防災組織、安曇野市危機管理課、安曇野市教育委員会学校教育課、消防団、消防署、青少年赤十字防災アドバイザー）

(2) 生徒を前面に出す

- ・ 区長会への参加
- ・ 地域自主防災会長会への参加
- ・ 2回の区長、地域自主防災会長との打合せ

(3) 活動を一過性にしない

- ・ 区ごとに実施する防災訓練の内容を区長間で情報交換する機会を持ち、区ごとに実施する防災訓練の内容を三ヶ年で一サイクルとなるように計画する。
- ・ 安曇野市コミュニティスクール事業と連携し、協力区に保険加入と助成金を補償する。



4 生徒の感想

- ・ 地図を見せてもらった。もしもの時に助けてほしい人と助けられる人の家が印してあった。助けてほしい家はたくさんあるのに助けられる家が三軒しかなかったのが、私が助ける人にならなくてはいけない。
- ・ 一番印象に残ったのは区長さんからの「中学生として周りの人を助けてほしい。」という言葉だった。
- ・ 「近助」を大切にするという言葉が印象に残りました。普段から近所の人と知り合うことが災害の時に役立つことを知りました。中学生は避難する時に、小さい子やお年寄りと一緒に行動して引っ張っていく立場だと思いました。

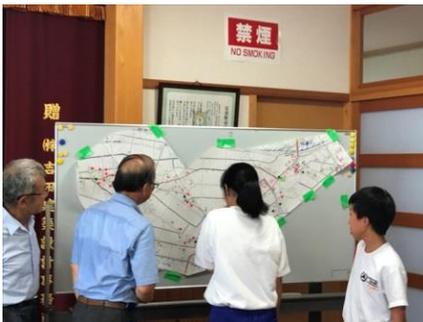
5 区長の声

- ・ 区として特に負担はない。区では祭りがあるので男子生徒とは交流があるが、女子生徒が区のことではなかなか関わる機会がなかったので区としてもありがたい。
- ・ コミュニティスクール事業ということで市から助成金をいただいた。来年度に向け利用したい。

6 終わりに

災害は、学校だけで起きる事案ではありません。家庭、地域丸ごと一緒に起きる事案です。そして、災害時には中学生の働きが有効な支援となっていることは実際の被災地の様子から明らかです。将来地域防災の中心となって働く成人を育成するためにも、この取組を継続していきたいと考えます。そして、その継続が安心して皆が暮らすことができる穂高及び安曇野市を創っていくことにつながっていくと思います。

今年度は、九月七日に穂高西中学校と合同で、穂高地区全域での防災訓練を予定しています。





平成30年度全国学力・学習状況調査結果について

1 本校と長野県・全国の平均正答率の比較（A：知識問題、B：活用問題）

	国語A	国語B	数学A	数学B	理 科
長野県との比較	上回る	少し上回る	大きく上回る	上回る	大きく上回る
全国との比較	上回る	少し上回る	大きく上回る	上回る	大きく上回る

- (1) 国語、数学、理科の全ての調査で、県・全国平均を上回っています。特に数学A・理科の知識問題では、県・全国平均を大きく上回っており、知識問題の正答率が高い傾向があります。
- (2) 調査を受けた今年度の3学年は、学校や家庭での学習習慣が定着している生徒が多く、授業や家庭学習に真面目に取り組むことができています。そのことも正答率の高さにつながっていると思われます。

2 各教科の結果と考察

(1) 国語

- ① 学習指導要領4領域のうち、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の3領域で、A・B問題ともに県・全国平均を上回りました。しかし、「読むこと」のA問題では、県平均は上回りましたが、全国平均を少し下回りました。文脈中の語句の意味や場面展開、登場人物の描写や言動の意味理解を、授業で丁寧な扱って、深い内容理解につながる思考力・判断力の向上を目指したいと思えます。
- ② 正答率が県・全国平均を大きく上回ったのは、国語Aの「文脈に即して漢字を正しく書く」問題で、「言語についての知識・理解・技能」が高いことが分かります。毎日の家庭学習での「白文帳」や「斜面」等の積み重ねが生かされているように思われます。

(2) 数学

- ① 学習指導要領4領域のうち、「数と式」「関数」「資料の活用」の3領域が、A・B問題ともに県・全国平均を上回りました。しかし、「図形」の領域では、A問題で県・全国平均を上回りましたが、B問題で全国平均を少し下回りました。「図形」領域の「数学的な見方や考え方」「数学的な技能」等の活用力が課題です。

(3) 理科

- ① 学習指導要領の分野では、第1分野の「物理的領域」「科学的領域」第2分野の「生物的領域」「地学的領域」の全てで、県・全国平均を上回りました。特に「地学的領域」は県・全国平均を大きく上回りました。
- ② 上記1-(1)のとおり、活用問題よりも知識問題の正答率が高い傾向があります。国語・数学と同様、「思考力・判断力・表現力」の向上を目指し、知識の活用力を高めることが今後の課題です。

3 生徒質問紙の結果と考察

質問事項	当てはまる・凡そ当てはまる生徒数
自分にはよいところがあると思う・将来の夢や希望がある	県・全国平均を上回る
先生はあなたのよいところを認めてくれる	県・全国平均を上回る
学校の規則を守っている	県・全国平均を上回る
いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う	県・全国平均を上回る
人の役に立つ人間になりたいと思う	県・全国平均を上回る
朝食を毎日食べている	県・全国平均を上回る
毎日同じくらいの時刻に寝起きしている	全国平均並み・県平均を少し下回る
家で、自分で計画を立てて勉強している	県・全国平均を上回る
家で、学校の宿題、授業の予習・復習をしている	県・全国平均を上回る
家での自学自習で、教科書を使いながら学習している	県・全国平均を上回る
授業以外での、平日1日当たりの勉強時間と読書時間	県・全国平均を上回る

家の人と学校での出来事について話す	県・全国平均を上回る
1.2年時、地域を調べたり地域と関わったりする機会があった	県・全国平均を下回る
今住んでいる地域の行事に参加している	全国平均を上回る、県平均を下回る
地域や社会で起こる問題や出来事に興味がある	県・全国平均を上回る
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある	県・全国平均を上回る
地域社会などでボランティア活動に参加したことがある	県・全国平均を少し下回る
地域の大人に勉強やスポーツを教えてもらうことがある	県・全国平均を上回る
テレビやインターネットのニュースをよく見る・新聞をよく読む	県・全国平均を上回る
数学が好き・数学は大切だと思う・数学の授業内容はよく分かる	県・全国平均を上回る
数学ができるようになりたい	県・全国平均を上回る
数学の問題の解き方が分からない時、最後まで諦めずに考える	県・全国平均を上回る
数学で学習したことを普通の生活で活用できないか考える	県・全国平均を上回る
数学の授業で学習したことは将来役に立つと思う	県・全国平均を上回る
数学の問題を解く時、もっと簡単に解く方法はないか考える	県・全国平均を上回る
数学で公式やきまりを習う時、その根拠を理解しようとする	県・全国平均を上回る
数学の授業で解き方や考え方が分かるようにノートに書いている	県・全国平均を上回る
今回の数学の言葉で説明する問題で、最後まで解答しようとした	県・全国平均を上回る
理科が好き・理科は大切だと思う・理科の授業内容はよく分かる	県・全国平均を上回る
自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがある	県・全国平均を上回る
理科で学習したことを生活の中で活用できないか考える	県・全国平均を上回る
理科で学習したことは将来役に立つと思う	県・全国平均を上回る
将来、理科や科学技術に関係する職業に就きたいと思う	県・全国平均を上回る
理科の授業で、自分の考えを周りの人に発表している	全国平均並み・県平均を少し下回る
理科の授業では、観察や実験を行っている・観察や実験が好き	全国平均を上回る・県平均を下回る
理科では自分の予想をもとに観察や実験の計画を立てている	県・全国平均を上回る
理科では観察や実験の結果をもとに考察している	県・全国平均を上回る
理科では観察や実験の進め方が正しいか振り返り考えている	県・全国平均を上回る
今回の理科の解答を文章で書く問題で、最後まで書こうと努めた	県・全国平均を上回る
1.2年の授業では課題解決に向け自ら考えて取り組んだ	県・全国平均を上回る
1.2年の授業では資料や文章、話の組み立てを工夫して発表した	県・全国平均を上回る
話し合い活動を通して、自分の考えを深め、広げている	県・全国平均を上回る
今回の調査問題の解答時間は十分だった	県・全国平均を上回る

- (1) 生徒のよさを認めるなど、生徒の自己肯定感を高めるための教師の関わりを、生徒も実感しているように思います。どの質問事項も肯定的な評価をする生徒が多く、学校でも家庭でも充実した生活を送ることができている生徒が多いと思います。今後も生徒が自信をもって「当てはまる」と感じられるように、道徳教育や人権教育のみならず、日常生活や普段の授業の中でも、各種教育活動の目的や価値を教師が常に意識し、生徒を認め励まし、引き続き生徒の自尊心を育む支援をしていきたいと思います。
- (2) 「数学や理科の勉強が好き」「授業の内容がよく分かる」「調査問題の解答時間は十分」という生徒が多くいました。「ねらい・めりはり・見とどけの充実」「電子黒板の有効活用」「必要感のある学び合い」等により、「どの子にも分かる授業」を目指して、授業改善を推進してきた成果が見られているように思います。
- (3) 自分の考え方をノートにまとめたり、結果を自分で考察したりすることはできていますが、それを周りの人に説明したり、発表したりすることに課題が見られます。今後、個の追究で終わるのではなく、友との対話的で深い学びにまで高めることが課題です。
- (4) 地域に関わる学習、地域の方と関わる活動やボランティア活動に課題が見られます。総合的な学習「しゃくなげタイム」の時間と内容の充実を図るとともに、教科学習でも地域素材の教材化を進めるなどして、地域への興味・関心を高めていきたいと思います。なお、コミュニティスクールの取組として、地域の学校支援ボランティアの皆様をお願いしている「放課後学習教室」への参加や、「日本語学習支援員」、「朝の自主練習見守り隊」や「交通安全見守り隊」等、地域の方々との交流、「地域と連携した防災訓練」や、「田舎のモーツァルト音楽祭」等での地域の方々との関わりを通して、益々地域への思いを深めることができるよう支援していきたいと思います。

(参考) 安曇野市自治基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市民の権利及び責務（第6条・第7条）
- 第3章 市議会の役割及び責務（第8条・第9条）
- 第4章 市の役割及び責務（第10条—第12条）
- 第5章 市政運営（第13条—第22条）
- 第6章 危機管理（第23条）
- 第7章 区（第24条—第26条）
- 第8章 住民投票（第27条）

附則

私たちのまち安曇野市は、平成17年10月1日に豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町が合併して誕生した。地方のまちが困難な問題に直面しているいま私たちは、活力に満ちたまち、安全、安心に暮らせるまちをつくるため、地域の力を結集しなければならない。

市民一人一人に、まちづくりに参加する権利があると同時に、先人たちが守り育ててきたかけがえのない自然、誇るべき郷土の歴史と文化を継承し、後世に伝える役割がある。

安曇野市に暮らす誇りと責務を自覚し私たちはここに、自治の理念と市政運営の原則を市民全員が共有するため、安曇野市自治基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、安曇野市（以下「本市」という。）における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を定め、併せて市民、市議会及び市の役割等を明らかにすることにより、協働によるまちづくりを推進するための基本事項を規定することを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等を踏まえ誠実に自治によるまちづくりを推進するものとする。

2 市議会及び市は、この条例以外の条例を制定若しくは改廃するとき、総合計画等を策定するとき又は政策を立案するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項と整合を図るものとする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有し、又は居住する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業活動を行い、又は公益の増進に取り組むもの

(2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業をいう。

(3) 自治 自らの地域を市民の意思及び責任において運営することをいう。

(4) まちづくり 地域課題を解決し、よりよい地域社会を創り出すことをいう。

(5) 協働 市民、市議会及び市が対等な立場で協力しながら行動することをいう。

(6) 総合計画等 基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画並びに個別計画をいう。

(7) 区 本市の区域内にある自治組織であって、その代表者が安曇野市区長会に属するものをいう。

(8) 安曇野市区長会 各区の発展及び相互の連携による地域課題の解決を図るための組織をいう。

(自治の基本理念)

第4条 市民、市議会及び市は、それぞれの役割及び自主性を尊重し、まちづくりに向け、協働して自治を推進するものとする。

2 市民、市議会及び市は、国籍、民族、言語又は文化の違いによって市民を差別することなく、全ての基本的人権を尊重して自治を推進するものとする。

3 市民、市議会及び市は、自治を推進するためそれぞれが最善を尽くすものとする。

(市政運営の基本原則)

第5条 市政運営にあたっては、次に掲げる事項を基本原則とする。

(1) 協働の原則 市は、自治の基本理念を踏まえ、協働してまちづくりを推進すること。

(2) 情報共有の原則 市は、自治の基本理念を実現するため、市民及び市議会と情報を共有すること。

(3) 法令遵守の原則 全ての法令等を遵守すること。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民には、自治の基本理念に沿ったまちづくりを進めるため、市政に参画する権利がある。

2 市民には、市議会及び市が保有する情報について、知る権利がある。

3 市民には、法令等の定めるところにより、行政サービスを受ける権利がある。

(市民の責務)

第7条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりを推進するものとする。

2 市民は、市政へ参画するにあたっては、自治の基本理念を踏まえ、誠実な言動に努めるものとする。

第3章 市議会の役割及び責務

(市議会の役割及び責務)

第8条 市議会は、議会の権能の範囲において政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。

2 市議会は、市政運営を監視するものとする。

3 市議会は、市議会が持つ情報を積極的に公表することで市民及び市との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めるものとする。

4 市議会は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報을適正に管理し、利用しなければならない。

(議員の責務)

第9条 議員は、開かれた議会を目指し、議員相互の自由な討議を尊重し、自己研さんに努め、議会機能が十分に発揮されるよう誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

第4章 市の役割及び責務

(市長の役割及び責務)

第10条 市長は、自治の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、自治に基づくまちづくりを推進するものとする。

2 市長は、市政運営の基本原則に則り、必要な財源の確保に努めるとともに、総合計画等の策定及び政策の立案、これらの実施並びに評価を行うものとする。

(市の役割及び責務)

第11条 市は、市政運営の基本原則に則り、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行するものとする。

(職員の責務)

第12条 職員は、市民との信頼関係を高めることに努めるものとする。

2 職員は、市政運営の基本原則に則り、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

3 職員は、社会情勢及び市民ニーズに的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めるものとする。

4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

第5章 市政運営

(市政の透明性及び信頼性)

第13条 市は、市政運営の透明性及び信頼性の向上に努めなければならない。

(総合計画等)

第14条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画等を策定するものとする。

2 市は、総合計画等を市民参画の下で策定するものとする。

(財政運営)

第15条 市は、財政の健全性を維持し、将来にわたって持続可能な財政運営に努めるものとする。

2 市は、財政運営の状況を公表し、分かりやすい説明を行うものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、市政に対する市民の理解及び信頼を深め、市民の参画を促進するため、市が保有する情報の積極的な提供に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第17条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理し、取扱うものとする。

(附属機関)

第18条 市は、附属機関の委員を選任するにあたり、市民の幅広い意見が反映するよう努めるものとする。

2 市は、附属機関の委員を選任するにあたり、必要に応じて専門的観点からの意見が反映するよう努めるものとする。

3 市は、附属機関の運営にあたり、公正が確保されるよう努めるものとする。

(パブリックコメント)

第19条 市は、協働のまちづくりを実現し、開かれた市政を実現するため、市の重要な条例又は総合計画等の策定若しくは変更にあたり、事前に案を公表し、広く意見を聴取するとともに、これらに対する市の考え方の公表に努めるものとする。

(市政運営に関する応答責任)

第20条 市は、市政運営に関し意見、質問、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答するものとする。

(政策に関する説明責任)

第21条 市は、総合計画等及び政策並びにこれらの実施にあたり掲げた目標等を市民に分かりやすく説明するものとする。

(行政評価)

第22条 市は、総合計画の適正な進行管理及び行政資源の効果的な活用を図り、政策を検証することを目的に行政評価を行うものとする。

2 市は、行政評価の結果について公表し、市民に分かりやすく説明するものとする。

第6章 危機管理

(危機管理)

第23条 市議会及び市は、自然災害、重大な事故又は事件、感染症の拡大その他の非常事態に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保に努めるものとする。

2 市議会及び市は、総合的な危機管理体制を強化するため、市民、関係機関等と協力及び連携を図るものとする。

3 市民は、相互の支え合いを基本に危機に備え、危機の発生に際しては互いに助け合うものとする。

第7章 区

(区役割)

第24条 区は、支え合い及び助け合いを土台に地域課題を解決することにより、地域福祉の向上及び安全かつ安心な地域を創り出すよう努めるものとする。

(区への加入)

第25条 本市の区域内に住所を有し、又は居住する者は、区へ加入するよう努めるものとする。

2 区へ加入した者は、相互の支え合いと協力の下、主体的にまちづくりに関わるよう努めるものとする。

(区への支援)

第26条 市は、区の目的及び役割を尊重し、その活動が促進されるよう支援するものとする。

第8章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政運営又は政策上の特に重要な事項について、住民投票を実施することができるものとする。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めるものとする。

3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(自治基本条例の見直し)

2 市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間において、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合しているか検証及び検討するものとする。

3 市長は、前項に規定する検証及び検討の結果を踏まえ、条項の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

4 市長は、第2項に規定する検証及び検討又は前項に規定する措置を講じた以降は、5年間を超えない期間において前2項の例によりこの条例の見直しを行うものとする。

MEMO



【安曇野市 市民生活部 地域づくり課 まちづくり推進係】
住所：〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地（2階4番窓口）
電話：0263-71-2494（直通） FAX：0263-72-3176
E-mail：chiikizukuri@city.azumino.nagano.jp